

石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

現 行	改 正
<p>(1) 東日本大震災による被害を受けたことにより債務を弁済することができなくなった個人である債務者の生活又は事業の再建を支援するための指針として市長が認めるものに基づき策定された再建に関する計画</p> <p>(2) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条の規定により支援決定を行った事業の再生に関する計画</p> <p>(3) その他前2号に準ずるものであって、市長が適正なものと認めるもの</p> <p>(4) 東日本大震災による被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第47条の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p>	<p>(1) 中小企業再生支援協議会の規定による決定又は助言に従い同認定支援機関が行う指導又は助言により策定を支援した再建計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>(3) 中小機構が指導又は助言により策定を支援した再生計画</p> <p>(4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>(5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>(6) 特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画</p> <p>(7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>(8) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定された再生計画</p> <p>(9) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって特定調停法に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>(10) その他前各号に準ずる計画等であって、市長が適正であると認めるもの</p>